

2015.3.26 参議院会館講堂勉強会

「地域猫（飼主のいない猫）との共生」（京都市条例の問題）の報告

平成27年3月28日

THEペット法塾代表 弁護士 植田勝博

Tel06-6362-8177、Fax06-6362-8178

全国動物ネットワークと THE ペット法塾は参議院議院会館で下記の集会を開催しました。約200名余の参加がありました。

THE ペット法塾会員、京都野良猫保護連絡会の佐川氏、畑氏が参加ををされました。

1 2015.3.26 参議院会館講堂 参加者約200人

日時 平成27年3月26日（木）13時半より20時

場所 参議院会館講堂

「地域猫（飼い主のいない猫）との共生」（京都市条例の問題）

主催：全国動物ネットワーク、共催：THE ペット法塾

後援：犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟

出席：福島瑞穂議連会長、各党国会議員、都議会議員

2 テーマ「地域猫（飼い主のいない猫）との共生」（京都市条例の問題）

3 出席国会議院 5名の方の挨拶

都議会議員 挨拶

〔内容〕

1 映画「みんな生きている～飼い主のいない猫と暮らして」（監督：泉悦子）

2 講演 福岡県獣医師会 船津獣医師

福岡県獣医師会の取組「地域猫活動、あすなる方式」獣医師会のメンバーにより、ボランティアと連携をしてまず避妊去勢をして元の地域に戻して、行政と連携を取って地域猫にする。飼猫とワイルド猫を一体的に取組むことが有効である。一定期間継続をして成果が出てくる。85%の実施により野良猫問題はなくなる。

3 NPO 法人ねこだすけ（東京都新宿区） 工藤久美子氏

野良猫餌やり禁止条例は最悪である。

- ① 小さい、可哀想な小動物への慈しみや保護する気持ちは本能。これを止めることはできない。これが動物愛護の基本。
- ② 猫餌やりを排除したら、地域猫は衰退する。情報なし、野放しとなる。
- ③ 猫餌やりのせいではない。野良猫問題は、無関心による、ア) 人（地域）の不作为、イ) 行政の不作为による。原因は、猫の遺棄、飼猫の放置。

4 NPO 法人猫の避妊と去勢の会（石川県）桐畑陽子氏、内灘町町民福祉部 環境安全課 野村佳世子氏

行政とボランティアが連携をして、獣医師の協力を得られたことにより、地域猫は実行、成功しつつある。

5 栄町猫対策委員会（東京都立川市） 宮本充氏

行政と連携をして打ち合わせをしながら、地域猫に取り組んでいる。

6 NPO 法人ゴールゼロ会員（野良猫手術専門）いながき動物病院（野良猫手術専門）院長 稲垣将治獣医師

野良猫保護活動をするボランティアの人達と連携をして野良猫保護活動をしている。

7 島田市 増田獣医師

静岡県島田市では、行政が獣医師、ボランティアと連携をして、地域猫活動をし、成果を上げている。

8 地域猫（大学地域猫）にとりくむ筑波大学 佐竹隆顕教授、筑波大学学生サークル HSCAT（茨城県つくば市）メンバー学生

大学にいる野良猫の保護活動、動物保護団体CAPINと提携契約書を交して避妊去勢、譲渡、地域猫として組織的な保護をしている。

9 ねこのマリア（東京都大田区） 中村光子氏

被災地の猫の猫餌やりと TNR により活動をしている。

10 練馬区地域猫活動 亀山氏

練馬区が動物ボランティアの募集をし、その応募をした。

行政と一緒に地域猫対策をしている。餌やり、TNR、譲渡活動をすすめている。餌やりをしている人達と連携をして実績を上げている。

1 1 地域猫と動物愛護法（新宿区での取り組み） NPO 法人アナイス 高木優治氏  
（元新宿区職員）

猫餌やりボランティアを排除したら地域猫活動はできない。猫餌やりの現場の猫の情報を閉ざし、野良猫保護ができない。猫餌やりも野良猫は闇にかくれる。成果の中で地域の協力が得られるようになる。新宿区は約10年間で苦情件数（迷惑、餌やりの両方から）は3分の1程度に減少、猫引取件数は数百匹から十数匹へ減少。

1 2 「犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」議連代表 福島瑞穂参議院  
次の動物愛護法の改正に向けて意見を受けて立法を進めたい。

1 3 「京都市マナー等条例」（いわゆる「猫餌やり禁止条例」）の問題」

THE ペット法塾代表 植田勝博弁護士

京都野良猫保護連絡会 代表佐川氏、代表畑氏

THE ペット法塾が進めた平成24年改正動物愛護法の内容。「野良猫をゴミとしてきた35条引取制限」「殺処分ゼロ」「地域猫」の制度の内容。

野良猫との共生とは、「迷惑」ではなく、受け入れ、野良猫問題に取り組んできた猫餌やりを中心として、「地域の問題」「社会の問題」「行政の問題」として共同で野良猫問題を解決する。行政が猫餌やりと組んで「猫餌やり、TNR」活動を進めれば、各地域の実績から地域はこれに理解し協力が得られる。誰も、積極的に野良猫を殺したいと思っていない。

行政が「殺す行政」「排除する行政」をしてきただけである。（動物愛護法1条、付帯決議の説明）

京都市条例は、所有者のいない動物、猫餌やりを「迷惑」（条例1条）と位置づけ、「地域環境を損なう」「野良猫餌やりの基準を作り、これに反する」ときは勧告・命令、罰則で禁止する（9,10条）。京都市条例は、猫餌やり、野良猫を排除することは「形を変えた殺処分」で、人倫、憲法、動物愛護法に違反する。京都市条例は、野良猫餌やりを「迷惑」な存在、反社会的行為として、社会から追い出す。人倫、法制度に反する。

京都市条例は廃止すること、全国に「第2の京都市条例」は作らせない。次の動物愛護法改正の核（実験動物、被災動物など）として取り組むことが必要である。

<パネルディスカッション> 17時45分～19時半

コーディネーター：THE ペット法塾代表 弁護士 植田勝博

パネリスト：上記報告者

公益社団法人日本動物福祉協会栃木支部川崎亜希子支部長「動物虐待の防止と愛護活動をしている。猫餌やりボランティアを排除することは野良猫保護にはよくない。問題のある猫餌やりがあっても、それは罰則をもってすべきではない」

(議論)「地域猫」とは、行政、獣医師会が関与することにより大きな前進となる。しかし、現場での野良猫問題は、野良猫相談自体が地域猫の問題として取り組んでいくことが必要である。「地域猫」の要件を満たした野良猫だけが地域猫ではなく、野良猫相談が地域猫活動の原点で、その野良猫を保護し、猫餌やり、行政が取り組むことにより、地域の人達が理解と協力をしてくる。野良猫を保護していくことが「地域猫」である。

京都市猫餌やり禁止条例は、現場の猫餌やりからの情報を閉ざし、野良猫保護ができず、野良猫を闇に葬る。それでは地域猫はできない。

#### 1.4 集会宣言

- ①京都市野良猫餌やり禁止条例の廃止を求める。
- ②「第2の京都市条例」をつくらせない。
- ③野良猫を社会で受入れ、共生し、野良猫問題を解決することを内容とする動物愛護法の改正を求める。